

# 自己資本の充実の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））に則り、以下に記載しております。

(注) 当行の連結対象となる子会社は、たいこうカード株式会社1社であり、当行グループ全体に占める割合が僅少であること、自己資本の充実については原則として一体管理していることから、連結の記載のない項目については、単体と同様です。

## 【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

### 自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

(単位 百万円、%)

項目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	64,085		67,231	
うち、資本金及び資本剰余金の額	18,208		18,208	
うち、利益剰余金の額	46,663		49,727	
うち、自己株式の額(△)	549		466	
うち、社外流出予定額(△)	236		237	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△266		△82	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るもの額	△266		△82	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	163		137	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,067		1,483	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,067		1,483	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積の永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,100		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,349		1,156	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 69,499		69,927	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	350	233	401	100
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	350	233	401	100
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	74	18
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	—	0	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 350		475	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ) 69,148		69,451	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	683,089		725,372	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	233		118	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額	233		100	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		18	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	31,475		30,809	
信用リスク・アセット調整額	—	—	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 714,565		756,181	
連結自己資本比率	9.67		9.18	
連結自己資本比率 ((ハ)/(二))	9.67		9.18	

## 自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

(単位 百万円、%)

項目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	63,781		66,891	
うち、資本金及び資本剰余金の額	18,208		18,208	
うち、利益剰余金の額	46,358		49,386	
うち、自己株式の額(△)	549		466	
うち、社外流出予定額(△)	236		237	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	163		137	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,982		1,414	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,982		1,414	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,100		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,349		1,156	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	69,376		69,600
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	348	232	399	99
うち、のれんに係るもの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	348	232	399	99
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	82	20
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	—	0	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	348		481
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	69,027		69,118
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	681,003		723,658	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	232		120	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額	232		99	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		20	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	31,188		30,521	
信用リスク・アセット調整額	—	—	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	712,191		754,180
<b>単体自己資本比率</b>				
単体自己資本比率((ハ)/(二))		9.69		9.16



②エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次のとおりであります。

エクスポート区分	適格格付機関
貸出金	JCR、R&I
国内発行体の債券	JCR、R&I
海外発行体の債券	Moody's、S&P
証券化商品	発行時点の格付機関 JCR、R&I、Moody's、S&P

(注) エクスポートとは、リスクに晒されている金融資産の額であり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

## 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失(信用リスク)を軽減するため、取引先によっては不動産等の担保や信用保証協会等の保証をいただくことがあります。これはあくまで補完的措置であり、資金使途・返済原資や財務内容・業界動向・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から与信判断を行っております。

担保または保証をいただく場合は、取引先に十分な説明を行い、ご理解いただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める「事務処理規程」等の行内規定に基づき、適切な取扱いを行っております。特に、不動産担保については、厳正な担保評価を行なうべく詳細な規程を定めております。

当行では、自己資本比率の算出にあたっては、金融庁告示第19号第80条の規定に基づく信用リスク削減手法として「簡便手法」を適用しております。信用リスクの削減手段として認められる適格金融資産担保の内容としては、自行預金、日本国政府又は我が国のお地方公共団体が発行する円建て債券、また、保証については、日本国政府又は政府関係機関、並びに我が国のお地方公共団体の保証が主体となっております。信用度の評価については、全て政府保証と同様と判定しております。貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象とし、適切に取り扱っております。派生商品取引及びレボ形式の取引については、与信相当額の算出に関して法的に有効な相対ネットティングを行っておりません。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業務種やエクスポートの種類に偏ることなく、分散されております。

## 6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行の派生商品取引は、外為替先物予約取引、通貨オプション取引等であります。派生商品取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、金融機関との取引については信用度の高い先のみを取引相手とし、お客様との取引については総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことで、リスクを限定しております。リスク資本の割当についての方針は別段定めておりません。

派生商品取引の信用リスク算出については、担当部署がカレント・エクスポート方式<sup>(注)</sup>により与信相当額を算出した上で、常務会等に報告しております。

自のの信用力が悪化した場合に、対金融機関取引においては追加的な担保提供を求められる可能性はありますが、担保提供に適格な有価証券の保有は潤沢であり、派生商品取引を継続して行うのに支障はないと考えております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

(注) カレント・エクスポート方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポート)を付加して算出する方法です。

## 7. 長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、長期決済期間取引を行っておりません。

## 8. 証券化エクスポートに関する事項

### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、証券化取引に関してオリジネーターやサービスとしての関与はありませんが、有価証券投資の一環として証券化商品を保有しております。また、当行の保有する証券化商品は信用リスク並びに金利リスクを有しております。

### (2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行の保有する証券化エクスポートについては、購入時に発行目論見書並びに格付機関の格付情報等を取得し、当該エクスポートにかかる包括的なリスク特性および構造上の特性等について運用部門と管理部門で協議しております。また、購入後も両部門において当該エクスポートの裏付資産にかかるリスク並びにパフォーマンス等に係る情報を定期報告書等をもとに適時に把握し、適宜常務会等に報告する体制であります。

### (3) 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出において、「標準的手法」を採用しております。

### (4) 証券化エクスポートのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

マーケット・リスクについて不算入の特例を適用しているため、該当ありません。

### (5) 子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当行(連結グループ)が行った証券化取引(当行(連結グループ)が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポートの保有しているものの名称 該当ありません。

### (6) 証券化取引に関する会計方針 該当ありません。

### (7) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定については、下記の適格格付機関4社を使用しております。なお、証券化エクスポートの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・JCR(株)日本格付研究所
- ・R&I(株)格付投資情報センター
- ・Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・S&P(S&Pグローバル・レーティング)

## 9. オペレーション・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外生的事象により損失が発生しうるリスクをいいます。当行では、可能な限りオペレーション・リスクを回避するため、「オペレーション・リスク管理方針」等に基づいて適切に管理する組織体制及び仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、発生防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。オペレーション・リスクは事務リスク、システムリスク、その他のリスクに分け、各管理部門を定めて管理しているほか、総合的にも管理しております。

事務リスクについては、「事務リスク管理規程」に基づいて適切に管理しております。「事務処理規程」等の整備及び理解促進、事務指導や研修体制の強化、店内検査や臨店監査による牽制機能の強化などに取り組み、事務レベルの向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクを明確にし、コンピュータ・システム委託先のリスク管理状況を定期的な報告や監査法人、監査部門の監査により確認するなど、リスクの発生を未然に防止するとともにシステムの信頼性・安全性・効率性を高めるよう努めています。

その他のリスクは、さらに法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクに分け、各管理部門がリスクを認識、評価し、コントロール及び削減に努める等適切に管理しております。さらに、リスク管理の実効性を高めるため、PDCAサイクルの確立に努めています。

オペレーション・リスクに関するリスクの状況については、定期的にALM委員会において協議検討を行うとともに、常務会等へ報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率算出上のオペレーション・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」<sup>(注)</sup>を採用しております。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーション・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーション・リスク相当額とするものです。

# 自己資本の充実の状況

## 1.0. 出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、出資等及び株式等のリスク管理に関して、リスク管理部門において定期的に評価し、その状況について常務会及びALM委員会への報告を行っております。子会社株式及び関連会社株式はすべて非上場株式であり、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券と同様に信用リスクの管理の対象としております。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見直しに基づく期待収益率と相場変動リスク等を考慮し、取締役会等で決定しております。

上場株式等の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク (VaR) により行っております。信頼水準は99%、保有期間は、政策投資、純投資株式とも120日、観測期間は3年として計測しております。また、半期ごとに取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案してVaRによるリスク限度額等を決定し、その限度額を遵守しながら収益の確保に努めています。

出資等及び株式等の評価については、子・関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものには決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものは移動平均法による原価法により行っております。

また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

## 1.1. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって影響を受ける経済価値や期間損益の増減を指しますが、当行では、どちらについても定期的な計測や評価を行い、適切な対応を講ずる態勢としております。リスクを単に抑制するものではなく、収益力強化と健全性維持を勘案したリスク管理を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスク量、金利更改を織り込んだ期間収益シミュレーションによる影響額等をALMシステムや証券管理システムを使用して随時計測しております。その結果については、ALM委員会において協議、検討をするとともに、定期的に常務会等へ報告するなど、資産・負債の適正なコントロールに努めています。

### (2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

コア預金の対象は、要求払預金のうち、当座預金、普通預金、貯蓄預金とし、コア預資金額は現残高の50%相当額としております。コア預金の満期は、5年の期間に均等に到来するものとしております。

貸出金、預金等の期限前返済（解約）は、無いものとして毎月、前月末基準で計算しております。

また、VaR法（信頼区間99%、保有期間120日）によっても金利リスク量を毎月計測し、他のリスク量とあわせて管理しております。

なお、連結での金利リスク量は計測しておりません。

【定量的開示事項】

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

項目	平成28年度（平成29年3月31日現在）				(単位 百万円)	
	連結		単体			
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額		
<b>【資産（オン・バランス）項目】</b>						
現金	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,012	40	1,012	40	40	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	1,289	51	1,289	51	51	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,424	2,056	51,424	2,056	2,056	
法人等向け	212,954	8,518	212,940	8,517	8,517	
中小企業等向け及び個人向け	202,830	8,113	202,830	8,113	8,113	
抵当権付住宅ローン	30,457	1,218	30,457	1,218	1,218	
不動産取得等事業向け	112,905	4,516	112,905	4,516	4,516	
三月以上延滞等	1,209	48	1,209	48	48	
取立未済手形	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	3,506	140	3,506	140	140	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	
出資等	27,589	1,103	27,377	1,095	1,095	
上記以外	31,264	1,250	29,405	1,176	1,176	
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—	—	
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—	—	
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	233	9	232	9	9	
資産（オン・バランス）計	676,678	27,067	674,591	26,983	26,983	
<b>【オフ・バランス取引等】</b>	6,023	240	6,023	240	240	
<b>【CVAリスク相当額を8%で除して得た額】</b>	371	14	371	14	14	
<b>【中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額】</b>	16	0	16	0	0	
<b>合 計</b>	683,089	27,323	681,003	27,240	27,240	

# 自己資本の充実の状況

(単位 百万円)

項 目	平成29年度（平成30年3月31日現在）			
	連 結		単 体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	164	6	164	6
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,592	63	1,592	63
国際開発銀行向け	4	0	4	0
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,156	46	1,156	46
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,740	1,949	48,740	1,949
法人等向け	230,600	9,224	230,586	9,223
中小企業等向け及び個人向け	212,433	8,497	212,433	8,497
抵当権付住宅ローン	29,716	1,188	29,716	1,188
不動産取得等事業向け	117,612	4,704	117,612	4,704
三月以上延滞等	1,246	49	1,246	49
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,189	127	3,189	127
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	40,661	1,626	40,425	1,617
上記以外	30,719	1,228	29,255	1,170
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	118	4	120	4
資産（オン・バランス）計	717,956	28,718	716,243	28,649
【オフ・バランス取引等】	6,692	267	6,692	267
【CVAリスク相当額を8%で除して得た額】	690	27	690	27
【中央清算機関連エクスポートヤーに係る信用リスク・アセットの額】	31	1	31	1
合 計	725,372	29,014	723,658	28,946

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

## (2) オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額

(単位 百万円)

	平成28年度（平成29年3月31日現在）		平成29年度（平成30年3月31日現在）	
	連 結	単 体	連 結	単 体
基礎的手法	1,259	1,247	1,232	1,220

## (3) 総所要自己資本額

(単位 百万円)

	平成28年度（平成29年3月31日現在）		平成29年度（平成30年3月31日現在）	
	連 結	単 体	連 結	単 体
総所要自己資本額	28,582	28,487	30,247	30,167







# 自己資本の充実の状況

(5) 業種別の貸出金償却の額

(連結)		(単位 百万円)	
		貸出金償却	
		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
製造業	81	11	
農業、林業	—	—	
漁業	—	24	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	25	
建設業	63	130	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	
情報通信業	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	
卸売業、小売業	96	1	
金融業、保険業	—	—	
不動産業、物品貯蔵業	78	79	
サービス業等	136	128	
地方公共団体	—	—	
その他	15	15	
業種別計	472	417	

(単体)		(単位 百万円)	
		貸出金償却	
		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
製造業	81	11	
農業、林業	—	—	
漁業	—	24	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	25	
建設業	61	130	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	
情報通信業	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	
卸売業、小売業	96	1	
金融業、保険業	—	—	
不動産業、物品貯蔵業	78	79	
サービス業等	136	128	
地方公共団体	—	—	
その他	15	15	
業種別計	469	417	

(6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートジャヤーの額

リスク・ウェイト区分	(単位 百万円)			
	平成28年度（平成29年3月31日現在）			
	信用リスク削減手法勘案後のエクスポートジャヤーの額			
	連 結		单 体	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	17,174	389,350	17,174	389,350
10%	—	49,366	—	49,366
20%	97,642	90,627	97,642	90,627
35%	—	86,981	—	86,981
50%	25,709	215	25,709	215
75%	137	269,618	137	269,618
100%	11,228	351,590	11,228	350,147
150%	300	624	300	624
250%	—	2,133	—	1,875
1250%	—	—	—	—
合 計	152,193	1,240,507	152,193	1,238,807

リスク・ウェイト区分	(単位 百万円)			
	平成29年度（平成30年3月31日現在）			
	信用リスク削減手法勘案後のエクスポートジャヤーの額			
	連 結		单 体	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	19,996	396,681	19,996	396,681
10%	1,675	42,900	1,675	42,900
20%	113,545	59,983	113,545	59,983
35%	—	84,887	—	84,887
50%	22,785	113	22,785	113
75%	95	282,597	95	282,597
100%	10,685	389,536	10,685	388,047
150%	—	660	—	660
250%	1,086	1,355	1,086	1,265
1250%	—	—	—	—
合 計	169,869	1,258,714	169,869	1,257,136

(注) 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポートジャヤーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポートジャヤーであります。

なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

- (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤーの額
- (2) 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートジャヤーの額

(連結・単体)			(単位 百万円)	
区 分		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)	
現金及び自行預金		18,608		16,424
債券		2,400		1,401
株式		—		—
適格金融資産担保合計		21,009		17,825
適格保証		17,866		17,477
適格クレジット・デリバティブ		—		—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計		17,866		17,477

(注) 担保設定のある自行預金により削減されたエクスポートジャヤーの額を記載しております。貸出金との相殺により削減されたエクスポートジャヤーの額は含めておりません。

# 自己資本の充実の状況

## 5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

- (1) 与信相当額算出に用いる方式  
先渡取引、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポートージャー方式にて算出しております。
- (2) グロス再構築コストの額の合計額  
グロス再構築コストの額の合計額は、平成28年度（平成29年3月31日現在）は一百円、平成29年度（平成30年3月31日現在）は0百万円です。
- (3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額
- (4) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(連結・単体)		(単位 百万円)			
区分		平成28年度 (平成29年3月31日現在)		平成29年度 (平成30年3月31日現在)	
		与信相当額	うち投資信託等に含まれるもの	与信相当額	うち投資信託等に含まれるもの
グロス再構築コストの額		—	—	0	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）		726	724	1,985	1,982
派生商品取引		726	724	1,985	1,982
外国為替関連取引		472	470	810	808
金利関連取引		27	27	134	134
株式関連取引		226	226	720	720
その他取引		—	—	320	320
クレジット・デリバティブ		—	—	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）		726	724	1,985	1,982

（注）原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。

- (5) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額  
該当ありません。
- (6) 担保の種類別の額  
該当ありません。
- (7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額  
該当ありません。
- (8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額  
該当ありません。

## 6. 証券化工クスポートージャーに関する事項

- (1) 連結グループがオリジネーターである証券化工クスポートージャーに関する事項  
該当ありません。
- (2) 連結グループが投資家である証券化工クスポートージャーに関する事項
  - ① 信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャー  
ア 投資家として保有する証券化工クスポートージャーの額

(連結・単体)		(単位 百万円)	
区分		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	
		平成29年度 (平成30年3月31日現在)	平成30年度 (平成31年3月31日現在)
クレジットカード与信		—	—
リース債権		—	—
ショッピングローン債権		—	—
事業者発行社債		—	—
商業用不動産		—	—
その他		—	—
合 計		—	—

（注）再証券化工クスポートージャーについては連結・単体とも該当ありません。

イ 投資家として保有する証券化工クスポートージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

区分	(単位 百万円)			
	平成28年度 (平成29年3月31日現在)		平成29年度 (平成30年3月31日現在)	
残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

（注）再証券化工クスポートージャーについては連結・単体とも該当ありません。

ウ 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工クスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

  連結・単体とも該当ありません。

② マーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化工クスポートージャー

  マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しているため、連結・単体とも該当ありません。

## 7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

- (1) (連結) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る(連結)貸借対照表計上額
- ① 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)
  - ② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

(連結)				(単位 百万円)	
区分		平成28年度 (平成29年3月31日現在)		平成29年度 (平成30年3月31日現在)	
		連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクspoージャー		35,391		45,143	
上記に該当しない出資等エクspoージャー		923		1,173	
合 計		36,315	36,315	46,317	46,317

  

(単体)				(単位 百万円)	
区分		平成28年度 (平成29年3月31日現在)		平成29年度 (平成30年3月31日現在)	
		貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクspoージャー		35,391		45,143	
上記に該当しない出資等エクspoージャー		711		937	
合 計		36,103	36,103	46,080	46,080

- (2) 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(連結・単体)		(単位 百万円)	
区分		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
売却損益額		509	676
償却額		6	0

- (3) (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額

- (4) (連結) 貸借対照表及び(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結・単体)		(単位 百万円)	
区分		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額		13,925	13,960
(連結) 貸借対照表及び(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額		—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単体)		(単位 百万円)	
		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
金利ショックに対する経済価値の低下額		4,455	7,447

- (注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値としております。  
2. 連結での金利リスク量は計測しておりません。